

災害対策基本法の改正を踏まえた指定避難所等の見直しについて

○現状と検討経緯

東日本大震災においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所（以下、「指定緊急避難場所」という。）と避難生活を送るための避難所（以下、「指定避難所」という。）が明確に区別されていなかったことが被害拡大の一つの要因とされている。

このことを受け、国においては、平成25年6月に災害対策基本法を改正しており、各市町村において、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を指定することを求めている。

本市においては、これまで避難所の拡充に努めてきたところであるが、市民が安全かつ、迅速に避難行動をとることができるよう、本市地域防災計画においてそれぞれの指定基準を定め、避難所の見直しについて検討することとしたものである。

○指定基準の概要

<指定緊急避難場所>

(異常な現象の種類)

- ①洪水 ②崖崩れ、土石流及び地滑り ③高潮 ④地震 ⑤津波 ⑥大規模な火事
⑦内閣府令で定める異常な現象（噴火による火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等）や内水氾濫）

(1) 共通基準

○管理上の基準

速やかに避難者の受け入れを行うことが可能であること。

○収容人数に関する基準

協定等において、別途収容人数を定める場合を除き、原則として、避難者1人当たりの必要面積を概ね1㎡とし、指定避難所を兼ねる施設については概ね2㎡として収容人数を積算すること。

(2) 個別基準

○構造上の基準

異常な現象等に対して安全な構造であり、洪水等の浸水が想定される災害の場合は、その想定される水位よりも上に避難者の受入場所があること。

○立地上の基準

原則として、異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがない土地の区域（安全区域）内に位置するものであることとするが、洪水等の浸水区域にある施設であっても、構造上の基準を満たす場合、指定することができるものとする。

<指定避難所>

(1) 管理上の基準

速やかに避難者の受け入れを行うことが可能であること。

(2) 構造に関する基準

避難者の二次被害を防ぐための構造となっていること。

(3) 福祉避難所に関する基準

福祉避難所の確保に関する協定を締結した施設であること。

(4) 収容人数に関する基準

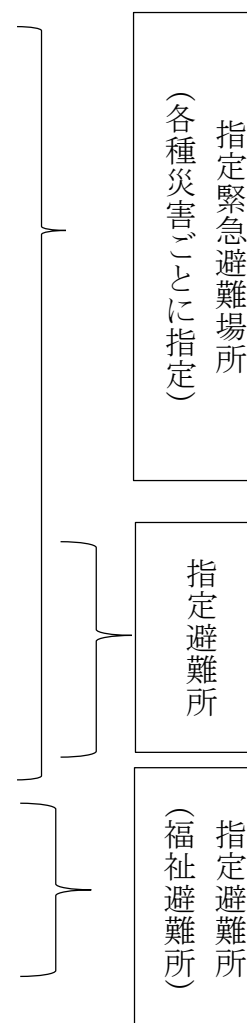
協定等において、別途収容人数を定める場合を除き、原則として、避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡として収容人数を積算すること。

○既存の避難所等と法改正後の指定緊急避難場所等との関係

【青森市地域防災計画に基づく現在の避難所等の指定区分】

名称	概要
広域避難所 【6箇所】	大規模地震等による周辺地区からの避難者を収容し、保護する施設として位置づけ、おおむね10ha以上の公園、公共空地进行指定するものとする。
一時避難所 【70箇所】	地域住民の集結場所又は収容避難所及び広域避難所への中継地点として位置づけ、近隣公園、街区公園及びこれらに相当する施設を指定するものとする。
津波避難ビル 【9箇所】	津波発生時における緊急的・一時的な避難施設であり、一時避難施設としての使用に関する協定を締結している民間施設を指定する。
収容避難所 【184箇所】	避難者の収容施設として位置づけ、避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とし、避難地区内の想定避難者数を収容できるよう配置する。ただし、十分な施設が確保できないときは、避難者の輸送等により収容、保護できる体制を整備するものとする。
福祉避難所 【35箇所】	避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等のために開設する避難所とし、福祉避難所の確保に関する協定を締結し施設を指定する。

【法改正後の指定区分】



○今後の流れ

避難者を受け入れるための管理体制や各施設の構造等に関する確認を実施する。

要件を満たし、管理者から指定に関する同意を得られた施設については、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

<指定スケジュール(予定)>

